

西荻窪の道路拡張を考える会の皆様

杉並区 都市整備部
土木計画課長 三浦 純悦

補助 132 号線に関する質問について (回答)

日頃より、杉並区政にご理解・ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。ご質問について、所管の都市整備部土木計画課より回答させていただきます。

○質問①④

「都市計画事業の行政手続きについて適正手続きが必要でない」と判断するうえで、行政手続法及び新都市計画法 16～19 条の規定を参照されたのか。

「適正手続き」の欠如した行政手続きにより財産権を侵害する行為は憲法 29 条違反にあたらないと考えられるのか。そのように考えられるならば、その根拠を示されたい。

○回答①④

現都市計画法第 16～19 条の規定は、都市計画の案を作成する場合や都市計画を決定する時に規定している内容で、事業認可取得については、該当しておりません。

昭和 41 年の都市計画の変更以降、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、都区市町で、概ね 10 年おきに都市計画道路の必要性や優先的に整備する路線について、見直しを行ってまいりました。第三次及び第四次事業化計画の検討段階においても、パブリックコメントを実施した上で、事業化計画を策定しております。

○質問②

「都市計画事業の行政手続きについて適正手続きが必要でない」と判断するうえで、「都市計画決定と適正手続き」に関する判例を調べられたのか。調べられたとすれば、その判例を示されたい。

○回答②

前回回答したとおりの見解です。他の自治体においても旧法で都市計画決定した路線の事業認可を取得しております。

○質問③

憲法 98 条に基づけば、憲法 31 条に反する法律は効力を有しないが、都市計画法施行法 2 条に基づいて、なぜ憲法 31 条を無視し得るのか。

○回答③

都市計画法施行法が憲法 31 条に違憲しているか否かは、区ではお答えする考えはございません。

以上、ご理解、ご協力よろしくお願いたします。